

平成24年度事業計画

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

公益財団法人 不老会

公益財団法人不老会の平成24年度の事業計画は下記のとおりとする。

1 【はじめに】

(1) 活動方針

不老会は、人類愛に徹し、不老長寿を探求し、生前、生きがいのある生活ができたことに感謝し、死後、無報酬・無条件にて、自らの遺体を医学歯学の教育・研究のために献体し、医学・歯学の進展と良き医療従事者の育成に寄与するとともに、愛知県アイバンク協会を通し、目の不自由な人に角膜を提供する。

(2) 組織の現状と課題

(イ) 組織の現状

不老会は、昭和37年1月21日に創立されて50年を迎えました。

この間、登録会員数は平成24年1月1日時点21,716名（前年対比351名増）で、成願者総数は8,609名（前年対比243名増）であります。

生存会員数は7,009名（前年対比34名減）で、この間に転居された方、家族の同意が得られなかったなど、色々な事情で献体できなかった方が6,098名であります。

尚、献眼者の総数は2,977名（前年対比110名増）であります。

不老会の献体・献眼運動は、愛知県下はもとより岐阜県の一部を含む48の地域支部と、献体する5大学部会で真摯にとりくまれ、それぞれ役員さん方の献身的な奉仕活動によって支えられています。

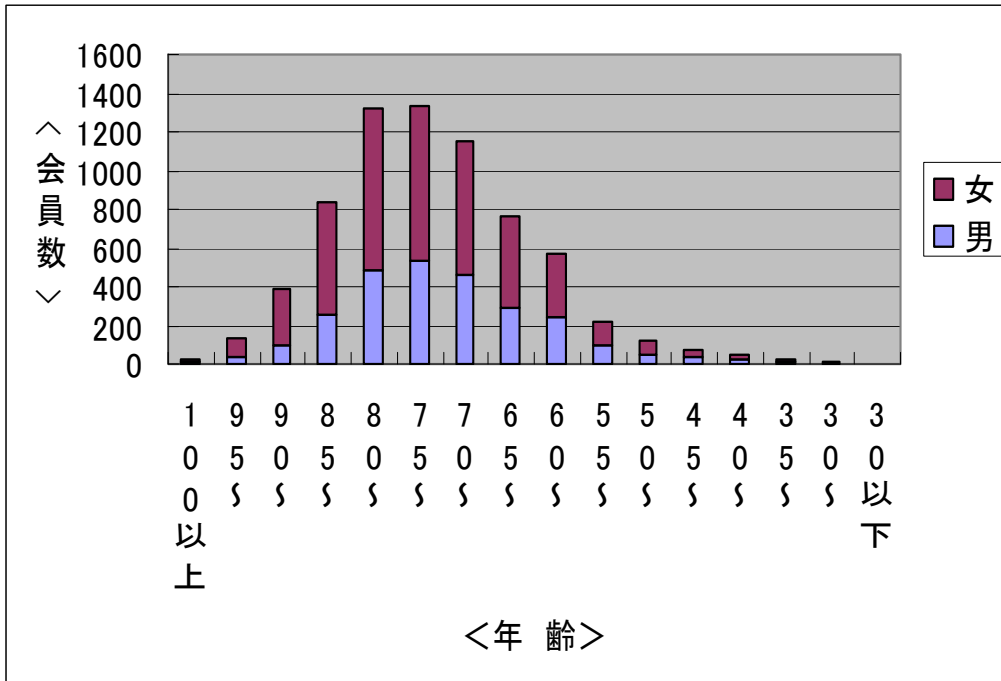
不老会活動の目的である医学・歯学の進歩発展に貢献することは言うに及ばず、生存会員のなかで不老長寿の実績も顕著で100歳以上の会員が30名も居られることは不老会の誇りでもあります。

一方で生存会員の高齢化が<表1>の様に顕著になっています。

5大学部会の会員構成の現状は<表2>のとおりで、各部会長の下で大学当局と協働してご遺体の尊厳を固持し、医学生の育成に真摯にとりくんでいます。

<表 1>

(平成 24 年 1 月 1 日現在)



<表 2>

(平成 24 年 1 月 1 日現在)

	生存会員数	成願者数
		累計
名古屋大学	1457	1932
名古屋市立大学	1239	1674
愛知学院大学	1435	1545
藤田保健衛生大学	1437	1959
愛知医科大学	1441	1212
計	7009	8322

(三重大大学を除く)

(ロ) 課題

- ① 生存会員の高齢化により一時期一定以上の成願者が生ずることが予見されるので、可能な限り年齢構成が平準化されることが好ましい。

- ② 不老会の運営に必要な財源は、献体をする会員にたいして会費の負担をお願いすることは良識として不可能である。
従って、不老会の献体運動の重要性を理解し、5大学はもとよりその趣旨に賛同していただける愛知県や名古屋市当局・医師会などの他、企業・団体・個人の「篤志な浄財」によって賄う以外にない。
殊に、県・市の公的助成金が著しく減額された（県は400万が91万円に、市は200万円が41万円に）他、経済不況による財源確保が極めて不確実・不安定である。従って、常時安定した財源を如何にするかが最大の課題である。
- ③ 前年度、不老会の啓発と財源確保を目的として68ヶ所の病院に「募金箱」の設置をお願いしたが、今年度も引き続きその成果を期待し設置の努力をお願いしたい。
- ④ 平成24年度より従来の支部・部会の廃止により、今後は会員相互の連携をさらに密にする必要がある。

2 【公益財団法人】への移行

昭和47年（1972年）以来、国の認可を得た「財団法人不老会」を、法改正により平成24年4月1日より愛知県認可の「公益財団法人不老会」に移行手続きを完了しました。

従って、従来の「財団法人不老会寄付行為」を「公益財団法人不老会定款」に改めましたが、実態は従来とうりより公益性の高い献体・献眼運動に真摯にとりくみます。

特に従来の寄付行為に対比して、組織上「地域支部」及び「大学部会」の位置づけを「定款」で削除し、また理事は10名から15名以内で任期は2年に、評議員は10名以上15名以内で権限が強化され、任期も4年になるなどの一部の改正はありますが、不老会の献体・献眼運動の本質の変更はありません。

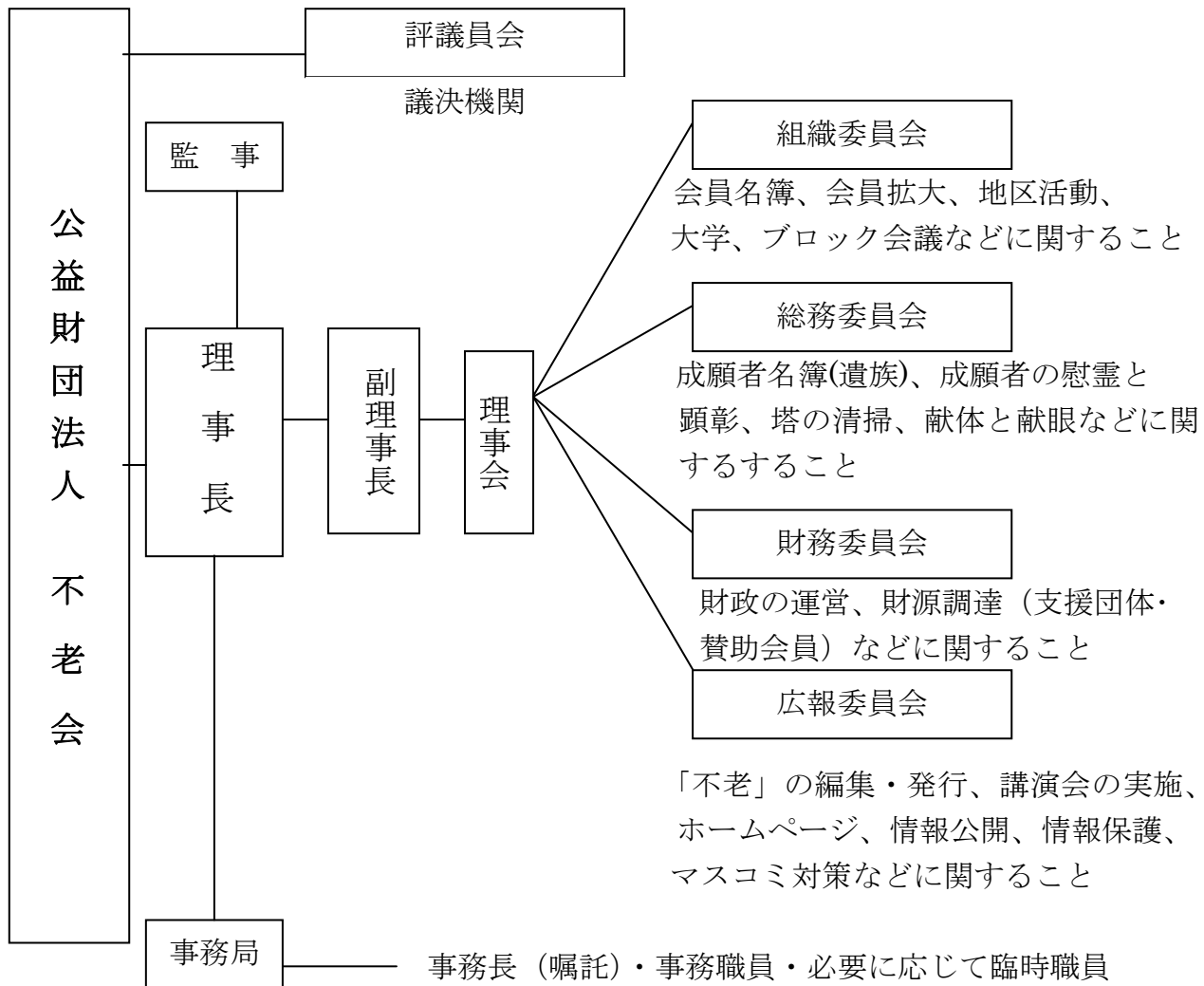
（1）議決機関

不老会の事業計画、予算及び事業報告、決算などを審議していただくために評議員会があります。毎年、5月に開催するほか、必要がある場合に開催します。

（2）執行機関

不老会の業務を執行するため、常務理事・理事は各委員会に所属して活動する（ただし、理事長・副理事長は除く。）

(3) 委員会の名称と主な分担は次のとおりとする。



※ 会員の中で適任者には委員として加わっていただく。

3 【委員会】

<組織委員会>

(1) 新入会員等について

- ① 入会の申込窓口は不老会事務所とする。
- ② 入会者の年齢は、原則として60歳以上とする。
- ③ 同意者は死後、献体に反対する人のないように親族に理解していただき、原則として、3親等以内の成人4名とする。
- ④ 入会の申込みがあったとき、毎月1回入会審査会で入会の可否を審査する。
- ⑤ 新入会員の5大学への登録は、登録審査会が行う。
- ⑥ 入会審査会および登録審査会の委員は、常務理事とする。
- ⑦ 平成24年度の新入会員は400名を目標とする。

(2) 地域組織の広域化について

- ① 不老会全体の総会を検討し、さらに地域組織を名古屋、東三河、西三河、濃尾の4ブロックとし、ブロックごとの研修会、講演会を計画する。
また、会員相互及び家族の連携を密にするとともに不献体の防止を啓発する。
- ② 地域組織の活動を活発にするため、活動費、役員会費等を必要に応じて別紙活動費交付要綱により支給する。

<総務委員会>

- ① 「塔」の清掃は、各地域当番制とし、会員に参加を呼びかけ実施するが、参加者はすべて奉仕活動とし不老会は事故責任は負わない。
- ② 平成24年度の献体者顕彰式並びに御名札納め式は、平成23年度成願者の御名札をお納めするとともに全ご遺族をお招きして、平成24年5月11日(金)に「献体の塔」前において挙げる。
- ③ 成願者の告別式への参列について
会員が成願し告別式を行う方が全体の40%程度であり、また、参列される従来の支部役員の方の参列ができない場合が多く見受けられます。
本年度から可能な限り告別式に参列し、参列出来ない場合は事務所から弔文および香典をお送りする。
- ④ 献体の塔内部の修繕について
一度に多額な費用がかかることから、今後の修繕に備えて必要に応じて積み立てる。
- ⑥ 不測の災害への対応について
将来、予測される不測の災害に対応するため、万一災害が発生しても献体事業に支障が出ないように、地震対策積立金を充実する。

<財政委員会>

- ① 愛知県、名古屋市の補助金や協賛者の減少など不老会の財政は不確定で、この傾向は今後も続くものと思われる。
不老会を今後永続的に存続していくには、財政基盤の強化が欠かせない。
「公益財団法人」に認定されたことをPRし、新たな協賛者を開拓するとともに、経費の削減にも努める。
- ② 関係機関、企業、団体との連携をより強化し、指導援助が受けられるように努める。
- ③ 募金箱の設置について(募金額 530,000円 平成24年1月31日現在)
今後も可能な限り増やし、不老会のPRと財源の確保に努める。

＜広報委員会＞

- ① 「不老」は、年間6回とし、奇数月の5日に発行する。
- ② 不老会の活動を理解してもらうため、パンフレットなどを作成しPRにつとめる。
- ③ インターネットのホームページの内容を充実し不老会をPRするとともに、不老会への理解を得る。

5 【大学との連携について】

- ① 5大学連絡協議会を年2回開催する。
- ② 不老会と大学との連携をより密にするため、必要に応じて不老会、大学の担当者会議を開催する。
- ③ 会員と大学との関係を強化し、献体の啓発を目的とした会員およびその家族を含めた「会員の集い」の開催を大学に委託する。

6 【情報公開および個人情報の保護について】

- ① 可能な限り不老会の情報を公開し、不老会の理解を深める。
- ② 個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理の徹底をはかる。
- ③ 会員台帳をCDに記憶させ、別の場所で保管し消滅を防ぐ。

7 【その他】

事業を円滑に推進するため、必要な措置を講ずる。

地区活動費交付要綱

1、地区助成金は、下記活動費経費等の基準により、会議（年間一回に限る。）終了後、領収書を添付して不老会に請求するものとする。

(1) 会員の集い・懇談会等

ア、案内用はがき、印刷費 実 費

イ、会場借上料 実 費

ウ、講師の車代 10,000円以内

エ、その他必要な経費 代表者の交通費等 実 費
出席者 1人 500円以内

(2) 2以上の地区代表者等が会議を行う場合 交通費など実費
// の経費 実 費

地区運営に関する申し合わせ事項

平成24年4月1日より不老会が新公益法人へ移行することに伴い、従来の「支部」はなくなる。このため、本部事務所（以下「本部」という。）のみで会員との接触を保ち、各地域での活動を継続することやさらに活性化を図ることは非常に困難となるので、これまでの支部活動に関して、次のとおり申し合わせる。

1、＜地区の名称＞

- (1) 会員が在住する従来の「支部」を単位とし、または単位を複数まとめて、一つの「地区」とする。
- (2) 地区は必要により複数集合することができる。

2、＜代表者＞

- (1) 地区活動の代表者として、「地区代表者」を置く。
- (2) 地区代表者は本部との連携のもと、地区の総意を尊重して活動の推進活性化に努める。

3、＜地区の改廃＞

- (1) 「地区」は相互の合意で合併できる。
- (2) 「地区」は事情により地区としての運営が不可能となった場合、近隣「地区」統合する。
- (3) (1)、(2)とも本部の指導、指示に従う。

4、＜会計＞

- (1) 本部は「地区」の申し出により、飲食費を除く実費を活動費として「地区」へ支給する。

5、＜実施＞

- (1) 平成24年4月1日より実施する。